

## 佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請の流れ

佐世保市新規開業支援利子補給補助金を受けるには、下記の手続きが必要となります。

- 1 開業に必要な資金の融資実行日から12カ月経過するころ、日本政策金融公庫から「利子補給補助金の申請の案内」と「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書様式」が届きます。  
↓
- 2 開業に必要な資金にかかる12ヶ月相当分の利子支払いを経過した後、12ヶ月相当分の利子支払経過後3ヶ月以内に「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付申請書」及び関係書類（※）を佐世保市商工労働課に提出してください。  
↓
- 3 佐世保市から「佐世保市新規開業支援利子補給補助金交付決定通知書」及び「利子補給補助金の請求書」が届きます。  
↓
- 4 「利子補給補助金の請求書」に必要事項を記入のうえ、佐世保市に提出してください。  
↓
- 5 佐世保市から利子補給補助金が交付されます。

### ※関係書類

- ①利子支払済額明細書（写）（日本政策金融公庫佐世保支店発行またはオンライン申請も可）
- ②滞納のない証明書（佐世保市役所2階市民税課で発行）
- ③事業を開始したことがわかる書類（個人事業開始届出書、確定申告書などの写し）

◆利子補給の対象となる方は、下記の条件を全て満たす方に限ります◆

- ☆本市において開業する前および開業してから1年以内に、日本政策金融公庫から開業のための融資を受けた方で、融資の決定時から融資返済にかかる遅延のない方
- ☆市税を完納されている方

### 【提出方法】

ご提出は、インターネットまたは窓口での申請が可能です。

ただし、インターネットで申請される場合は、「滞納のない証明書」のみ原本の提出が必要になりますので、下記まで郵送又は持参ください。

※申請書様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/kankou/syouko/kaigyo.html>

### 【お問合せ先】

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10 「佐世保市役所 10階商工労働課」宛て  
(Mail) [syouko@city.sasebp.lg.jp](mailto:syouko@city.sasebp.lg.jp) (Tel)0956-24-1111(内線 3004)